

出願資格

出願資格を満たしていない場合は、出願書類を提出しても受理されませんのでご注意ください。

○ 外国人留学生特別選抜

出入国管理及び難民認定法に規定する「留学」の在留資格を取得又は取得見込みの外国人（日本国籍を有しない者）で、下記の①～⑧のいずれかに該当するもの

- ① 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者及び令和3年3月31日までに取得見込みの者
- ② 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和3年3月31日までに授与される見込みの者
- ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和3年3月31日までに授与される見込みの者
- ④ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和3年3月31日までに授与される見込みの者
- ⑤ 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び令和3年3月31日までに授与される見込みの者（施行規則第156条第4号）
- ⑥ 外国の学校、④に該当する教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められたもの
- ⑦ 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号による）
- ⑧ 本研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、令和3年3月31日までに24歳に達するもの

- 「注」 1. 出願資格⑦又は⑧により出願する者は、事前の入学資格審査が必要ですので、「VII. 入学資格審査」を参照してください。
2. 外国人留学生特別選抜で合格し、入学しても、「留学」の在留資格を取得していない場合は、留学生（「留学」の在留資格を有する者）を対象とした各種奨学金や学生寮等への申請資格はありません。

入学資格審査【出願資格⑦・⑧により出願する者】

出願資格⑦又は⑧による出願を希望する者は、以下の手続により事前審査を受けてください。

(1) 申請期間

令和2年6月8日(月)から6月9日(火)17時(日本時間)まで(必着)

(2) 申請方法

以下の＜入学資格審査申請書類等＞を、郵送により三重大学工学研究科チーム学務担当へ提出してください。

＜入学資格審査申請書類等＞

書類等		摘要
ア	入学資格審査申請書	【本研究科所定の用紙】
イ	履歴書	【本研究科所定の用紙】
ウ	最終出身学校等の卒業(修了)証明書	出身学校等所定のもの ※外国の学校等を修了した者は、英語で作成されたもの又は

		英語による訳文を添付してください。
エ	最終出身学校等の成績証明書	発行者において厳封したもの ※外国の学校等を修了した者は、英語で作成されたもの又は英語による訳文を添付してください。
オ	研究等業績調書	【本研究科所定の用紙】 研究歴、業績（公表論文、報告書、活動記録、取得資格等）を記入してください。
カ	論文の別刷り等	研究等業績調書に記載の研究歴、業績（公表論文、報告書、活動記録、取得資格等）に関する資料

(3) 申請に関する注意事項

- ① 【本研究科所定の用紙】は、事前に三重大学工学研究科チーム学務担当に請求してください。
- ② 郵送により申請する場合は、「書留郵便」としてください。また、申請期間を過ぎて到着したものには受理いたしませんので、郵便事情を考慮のうえ、余裕を持って発送してください。
- ③ 持参により申請する場合は、9時から17時(日本時間)までを受付時間とします。（土曜・日曜・祝日を除く）
- ④ 電話・FAX・電子メール等による申請は受け付けません。
- ⑤ 申請書類の提出後の内容変更は認めません。
- ⑥ 「口述試験及び面接免除審査」と入学資格審査を同時に申請する場合は、「イ. 履歴書」「オ. 研究等業績調書」「カ. 論文の別刷り等」を提出する必要はありません。
- ⑦ 申請前に、入学後の研究内容等について教育研究分野の代表者に連絡を取ると共に、受入の承諾を得て下さい。但し、「口述試験及び面接免除審査」の申請前に行っている場合は不要です。

(4) 入学資格審査及び審査結果について

- ① 出願資格⑦に定める「文部科学大臣の指定した者」の範囲は、次のア又はイに該当し、ウを満たす者とします。
 - ア. 大学を卒業し、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
 - イ. 外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
 - ウ. 著書、学術論文、学術講演、学術報告及び特許等において、修士学位論文と同等以上の価値があると認められる研究業績を有する者
- ② 出願資格⑧に定める「修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者」の範囲は、次のア又はイに該当する者とします。
 - ア. 短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の修了者など大学卒業資格を有していない者で、本研究科における個別審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
 - イ. 次のA又はBに該当し、Cを満たす者
 - A 大学を卒業し、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
 - B 外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
 - C 著書、学術論文、学術講演、学術報告及び特許等において、修士学位論文と同等以上の価値があると認められる研究業績を有する者
- ③ 入学資格審査の結果は、令和2年6月10日(水)以降に国内志願者の場合速達郵便、国外志願者の場合電子メール及びEMS（国際スピード郵便）にて本人宛に通知します。

(5) 入学資格認定後の出願手続について

- ① 入学資格を認定された方は、結果通知とともにを行う案内と、「III. 出願手続」に基づき、出願の手続を行ってください。
- ② 各選抜方法で定める要件を満たしていないと、出願書類を提出しても受理されません。
- ③ 出願書類のうち入学資格審査申請の際に提出した書類については、再提出の必要はありません。
- ④ 入学資格を認定されたが諸般の事情により当該年度に受験できなかった、受験したが不合格だった場合は、次年度に実施の入学試験に限り、審査結果を有効とします。